

社会福祉法人レインボーハウス福祉会  
役員等旅費及び費用弁償規程

**(趣 旨)**

第 1 条 この規程は、社会福祉法人レインボーハウス福祉会役員(理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員)の旅費及び費用弁償並びにその支給に関し必要な事項を定める。

**(旅費の支給)**

第 2 条 役員の出張に関しては、当該役員に対し旅費を支給する。

**(出張命令)**

第 3 条 役員の出張は、理事長の命によって行わなければならない。

**(旅費の種類)**

第 4 条 旅費の種類は、交通費(鉄道賃、車賃、船賃、航空賃)、及び宿泊費に区分する。

**(鉄道賃)**

第 5 条 鉄道賃は、普通乗車賃、特急料金、新幹線料金に区分し、特急を運行する路線においては、下記の使用区分によって支給する。

- (1) 50 km 以上の場合
- (2) 佐賀～博多間
- (3) 特急を運行しない路線については、支給しない。

**(車賃)**

第 6 条 車賃は、陸路(バス・路面電車)に要する運賃を支払う。

- 2 自家用車を利用した場合は、1 km に付 37 円を支払う。但し、1 km 未満の場合は 1 km として支払う。
- 3 タクシー使用は、やむを得ない事情の場合に限り認め、実費を支給する。
- 4 公用車を利用した場合は、車賃は支給しない。

**(船賃)**

第 7 条 船賃は、乗船に要する運賃等を支払う。

**(航空賃)**

第 8 条 一定の距離がある場合は、航空機の使用を認める。その決定は理事長が行う。  
航空賃は、現に支払った運賃を支給する。

**(宿泊費)**

第 9 条 宿泊費は、出張中の宿泊数に応じ、1泊あたり 12,000 円を上限とし実費を支払う。  
但し、指定宿舎における宿泊費は、実費を支払う。

**(費用弁償)**

第 10 条 役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。費用の弁償の額は実費とする。

**附則**

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

- (1) 平成 21 年 3 月 9 日 改定
- (2) 平成 29 年 1 月 29 日 改定
- (3) 平成 30 年 3 月 25 日 改定
- (4) 令和 3 年 10 月 26 日 改定